

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号及び第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年四月十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

<p>別表第一 一～三十二 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>三十四 家庭用膿洗淨スポンジ</p> <p>三十五 (略)</p> <p>三十六～四十五 (略)</p> <p>別表第二 一～七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 骨盤底筋訓練器具</p>	<p>改正後</p>
<p>別表第一 一～三十二 (略)</p> <p>三十三 液体包帯</p> <p>(新設)</p> <p>三十四 義歯床安定用糊材</p> <p>三十五～四十四 (略)</p> <p>別表第二 一～七 (略)</p> <p>八 眼鏡レンズ</p> <p>(新設)</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)